

## 国・茨城県における適正規模

### (1) 国における適正規模の標準

**小学校：12学級以上18学級以下（1学年2～3学級） 通学距離がおおむね4km以内**  
**中学校：12学級以上18学級以下（1学年4～6学級） 通学距離がおおむね6km以内**

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（同第79条において中学校に準用）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）  
 （適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
  - 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

学校教育法施行規則（第41条、第79条）では、「12学級以上18学級以下」を小・中学校の標準規模としており、1学年当たり小学校では2学級から3学級まで、中学校では4学級から6学級までになります。法令上、学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものとされています。

### (2) 茨城県における適正規模の指針

**小学校：クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい**  
**中学校：クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい**

「公立小・中学校の適正規模について（指針）」茨城県教育委員会（平成20年4月策定）より

本指針には適正配置について、以下のとおり留意すべき事項を記載しています。

- ・小・中学校の適正配置の検討は児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して実行するものであり、これを機会に保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関する取組などについて十分な議論を行うこと。
- ・適正配置の検討においては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して市町村全体での適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圈などを考慮しながら検討すること。
- ・小・中学校の適正配置により、通学区域が広域化されることに伴う通学距離及び通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、保護者や地域住民の不安の解消などに配慮すること。
- ・地理的条件や地域的・歴史的な関連により小規模な小・中学校の適正規模化が困難な場合であっても、小中一貫教育や学校種間の積極的な連携の検討などによる教育環境の改善に向けた取組を図るべきであること。
- ・小・中学校の適正配置により、統合が行われた場合に、児童生徒は新たな教育環境の中で人間関係づくりや学習環境が大幅に変化した中で生活を行うことになる。これらの急激な環境の変化に対応するために、事前の交流活動や統合後のきめ細やかな指導が行えるよう十分な配慮をすること。
- ・各学校で行われている、地域との密接な関係による特色のある教育活動については、保護者や地域住民の意見を十分聴取し、継続した取組が出来るように配慮すること。